

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-4
処分の種類	一時利用地指定の利益相当額徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第89条の2第8項			
処分の概要	一時利用地の指定により従前の土地の使用収益以上の内容のものを与えられることにより利益を受けるときは、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号構造改善局長通達）第2の8 (参考)</p> <p>第2 8 一時利用地の指定、使用及び収益の停止等</p> <p>(1) 弁明の機会の付与 法第53条の5第1項の規定による一時利用地の指定又は法第53条の6第1項及び第2項の規定により使用及び収益の停止を行う場合には、これらの行政処分が行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する不利益処分に該当することとなるので、あらかじめ、別紙様式第25号及び第26号により、同法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与するため、関係権利者に対し通知を行わなければならない。 ただし、当該処分が都道府県知事の認可に係る換地計画に基づき行われる場合には法第52条の4第2項の規定により弁明の機会を付与する必要はない。</p> <p>(2) 一時利用地の指定の基準 一時利用地の指定は、既に換地計画が作成され、当該換地計画について都道府県知事の認可を受けている地区にあっては当該換地計画を考慮して、その他の地区にあっては法で規定する換地計画において定める事項の基準及び関係権利者の合意を基礎に作成された換地設計基準、換地計画原案等を考慮して行うものとする。</p> <p>(3) 使用及び収益の停止の基準 法第53条の6第1項の規定による使用及び収益の停止は、法第53条の2の2第1項の規定により従前の土地の所有者の申出又は同意のあるものにつき、第2項の規定による使用及び収益の停止は、前記の申出又は同意のほか法第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われたものにつき行うものとする。</p> <p>(4) 一時利用地の指定等の様式 法第53条の5第1項の規定による一時利用地の指定は、別紙様式第27号により、また、法第53条の6第1項及び第2項の指定による使用及び収益の停止は別紙様式第28号により、関係権利者に対して通知して行うものとする。</p> <p>(5) 一時利用地の指定又は使用及び収益の停止に伴う損失の補償及び利益の徴収 一時利用地の指定によってその一時利用地若しくは従前の土地に係る関係権利者が損失を受けたとき、又は使用及び収益の停止によって従前の土地に係る関係権利者が損失を受けたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。 また、一時利用地の指定によって従前の土地に係る関係権利者が一時利用地との間で著しく収益の差が生ずること等により利益を受けるときは、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができるものとする。 なお、補償する損失又は徴収する利益については、2の(1)及び(2)の調査に当たって、併せて把握するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			